

社会福祉法人 青鳥会

理事及び監事の報酬等の額について

理事及び監事並びに法人の設置する委員会の委員に対して、各年度の総額が3,000万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員及び評議員等の報酬等に関する規程に基づき算定した額を、報酬として支給することができる。

○施行年月日

令和8年3月1日

社会福祉法人青鳥会
役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青鳥会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第22条の規定等に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び法人の設置する委員会の委員（以下「委員会委員」という。）と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 常勤の理事 | 報酬、賞与、退任慰労金 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |
| (4) 委員会委員 | 報酬 |

2 法人の職員を兼務し、職員給が支給されている役員に対しては、報酬及び賞与並びに退任慰労金は支給しない。

3 法人の職員を兼務する役員に対しては、別表第1に定める手当を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第2に定める額とする。
- (2) 賞与 別表第3に定める算定式により算出される額とする。
- (3) 退任慰労金 別表第4に定める算定式により算出される額とする。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第5に定める額とする。

3 評議員及び委員会委員に対する報酬の額は、別表第6に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、社会福祉法人青鳥会職員給与規程の例による。

- 2 非常勤の役員、評議員及び委員会委員に対する報酬は、理事会、評議員会及び委員会等への出席など、法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は現金により本人（死亡により退任した者の報酬等にあつては、その遺族）に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割計算）

第6条新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（費用）

第7条役員等が出張する場合は、社会福祉法人青鳥会旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、役員等の理事会等会議、委員会、研修への出席及び法人・施設業務のための出勤を行った場合の交通費は、1,000円（鹿児島市以外在住の役員等は3,000円）とする。
- 3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（通勤費）

第8条常勤の理事については、社会福祉法人青鳥会職員給与規程の例により通勤費を支給する。

（端数の処理）

第9条この規程により、計算金額に端数が生じたときには、これを切り捨てる。

（公表）

第10条本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（補則）

第11条この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

（改廃）

第12条この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 社会福祉法人青鳥会役員等報酬及び費用弁償に関する規程（平成 29 年 6 月 22 日施行）
 - (2) 社会福祉法人青鳥会役員等報酬等支給基準（平成 29 年 6 月 22 日施行）

別表第1（役員手当）

役職名	手当の額
業務執行理事	月額 30,000 円
理事	月額 10,000 円

別表第2（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000 円
常務理事	月額 450,000 円

別表第3（常勤の理事の賞与）

役職名	支給月	賞与算定方式
理事長	6月	報酬月額×2月分×在任期間別支給率
	12月	報酬月額×2.2月分×在任期間別支給率
常務理事	6月	報酬月額×2月分×在任期間別支給率
	12月	報酬月額×2.2月分×在任期間別支給率

6月1日又は12月1日前6月以内の在任期間	支給率
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

別表第4（常勤の理事の退任慰労金）

最終報酬月額×在任年数×係数（1から1.5まで）

- ※ 上記在任年数は1箇年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1箇月未満は1箇月に切り上げる。
- ※ 係数については、任期5年未満は1、5年以上10年未満は1.1、10年以上15年未満は1.2、15年以上20年未満は1.3、20年以上25年未満は1.4、25年以上は1.5とする。

別表第5（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	1時間当たり
理事会等への出席	5,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000 円

(2) 監事

	1 時間当たり
監事監査等への出席	5,000 円
理事会、評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000 円

別表第6（評議員、委員会委員）

	1 時間当たり
評議員会、委員会等への出席	5,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000 円